

第1回貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会 議事要旨

- 日時：令和5年11月20日（月）14:00～15:30
- 場所：経済産業省本館17階国際会議室・オンライン併用開催（Teams）

■ 議題

- 事務局説明
- 貿易DXの取組事例紹介
 - (株)トレードワルツ × 富士フィルムホールディングス(株)
 - (株)Shippio × YKK AP(株)
 - (株)STANDAGE × 西村医科器械(株)
 - トヨタ自動車(株)
- 質疑応答と自由討議

■ 議事概要

<質疑応答>

- 今日紹介があった事例は、国境をまたいだ社内取引の事例が多いと感じたが、社内取引であれば、より貿易PFを使い貿易手続を効率化するメリットを享受しやすいことなのか、海外の社外の取引先向けに輸出する場合も同様の効果を得られるのか。
- グループ会社の海外法人との取引で、どのように貿易決済サービスが活用できるのかを実証したいという問い合わせをよく受けている。自社グループ内の決済コスト、リードタイムを削減できるのではないか。特に自社グループ間の取引に特化した決済システムも提供しており、効率化に貢献できるかもしれない。
- 例えば荷主企業と物流会社等、関係が深い会社間でデータを一元管理していくことが重要であり、そのために貿易PFを活用しているケースが多い。
- 同様の効果が得られる、が回答となる。社外企業との貿易データ共有時、紙やPDF等の相手が受け取りやすい従来手法で行われていることが多い現状。海外企業、銀行、物流会社、保険会社など、社外企業と開示範囲を制限しながらデータ共有できる貿易PF事業者もある。各社が自社システムと貿易PFをAPI連携する際、経産省の補助金も活用できる。
- 関係会社とは共有できるが第三者に対しては共有できないような情報を共有する目的で貿易PFを活用できるメリットがあるのではないかと感じた。
- 貿易PFで対応する業務領域は、顧客向け出荷やサプライヤーからの調達はスコープに入っていないのか。

- ・ 社内・グループ企業内の連携はもちろん、海外サプライヤーから調達して輸入するケースや、輸入したものを加工して海外に対して輸出するケースなど、ユーザー企業の資本が入っていない企業との貿易取引にも活用可能である。
- ・ 中小企業の場合は社外の取引先との間でデジタル通貨の決済システムを活用するケースが多い一方、大手企業の場合は海外のグループ会社との間で資金移動を行う際にデジタル通貨を導入するケースが多い。海外のグループ会社間の決済に特化した決済システムもある。

<貿易 PF を活用する事業者の拡大について>

- ・ 貿易 PF 企業のサービスは時間的・金銭的両面でメリットがあるにもかかわらず、ユーザーの広がりが限定的。考えられる要因として、①メリットよりも手数料が高い、②ユーザー側が社内の経営陣を説得できていない、のどちらかということか。
- ・ 物流は止めることができない生命線であるため、新しいことに対するチャレンジに慎重となっているのではないか。ルートや航路を少し絞って試験的に貿易 PF を活用してみて、うまくいけば横展開するという考え方が多い。費用面というよりも、①サービスが使えるものか、②自社のオペレーションに組み込めるものか、を慎重に見てている企業が多いと感じている。
- ・ この 1 年間くらいで潮目が変わりつつある。関係省庁の支援もあって、貿易 PF の普及は少しずつ進んでいる。経産省の補助金もあって、費用面でのハードルはそこまで高くないという声を聞いている。一方で残る課題は 2 点あり、1 点目は機能面。現在の機能がかゆいところまで行き届いていない。例えば、必要な機能は一通り備わっているが、ユーザーの細かな要望にはまだ対応できていない。2 点目はネットワーク効果を高めていく必要性。荷主企業からの声として、貿易 PF 事業者や政府から、貿易相手側のフォワーダーに対して、貿易 PF の利用を後押ししてもらえると導入しやすいとの要望もある。
- ・ 電子船荷証券（eBL）やデジタル通貨については、実際に使ってみてどれほど有用なのか、さらにデジタル通貨はそもそもどういうものか疑義に思っているのではないか。物流の効率化については、社内で既存のオペレーションを変えてまで新しいサービスを導入する旗振り役がいるかどうかが鍵。

<貿易手続きのデジタル化推進について>

- ・ 貿易手続デジタル化については大賛成であるが、他方で紙とデータでダブルスタンダードになる点を懸念している。例えば、eBL の法的担保が導入されないと、紙とデータ双方の手続きが併存することになる。加えて、どの国までカバーできているかという観点で、貿易手続きのデジタル化が確立されていない国との貿易においても、ダブルスタンダードになる。

- ・ 貿易 PF を活用したり、自社で電子化の仕組みを構築したりして貿易手続きのデジタル化に取り組んでもいても、危険物事前連絡票の提出や、船社とのやり取り等においてアナログな作業が残っていることが課題。
- ・ 港湾労災防止協会に対する危険物事前連絡票の提出など、紙で提出をしなければいけない手続がある。こうした港湾周りの細かな手続きの電子化について、国土交通省で今後取り組んでほしい。
- ・ 危険物事前連絡票の提出について紙での手続が一部残っていることは他団体からもお話をいただきており、確認を進めていきたい。